

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		都市計画法第 65 条第 1 項による建築等の制限
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		都市計画法
条 項		第 65 条第 1 項
所 管 課		土木部 道路計画課（電話：048-829-1499）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 (個々の事案について個別的な判断をせざるを得ない場合があり、具体的な方針・基準を設定することが困難であるため。)
	備 考	